

レンタカー貸渡約款

(令和6年3月31日改定)

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第38条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

(予約の申込み)

第2条

- 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第9条（貸渡契約をできない場合）に該当する事由がある場合及び第34条第1項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。）を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消し等）

- 借受人は、借受開始までの間、予約を取り消すことができます。
- 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

- 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条（代替レンタカー）

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
- 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
- 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡し

第8条（貸渡契約の締結）

- 当社は、借受人に対して、貸渡料金などの貸渡条件を説明し、借受人は、約款及び貸渡条件に同意した上で借受条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
- 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

- 3 当社は、貸渡簿及び貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人及び指定する運転者の運転免許証の提示とその写しの提出を求め、借受人はこれに応ずるものとします。
- 4 当社は、貸渡契約締結を判断するにあたり、必要な情報の告知を求めることがあります。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人はこれに応ずるものとします。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めることがあり、借受人はこれに応ずるものとします。
- 7 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約をできない場合）

- 1 借受人又は運転者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとします。
 - (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は、当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しない場合。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められる場合。
 - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
 - (5) 暴力団若しくは暴力団団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人及び運転者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 予約の際に定めた運転者と申込時の運転者とが異なるとき。
 - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条に定める禁止行為その他契約違反があったとき。
 - (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があったとき。
 - (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款及び保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (6) 過去の貸渡しにおいて、当社に対し、著しく損害を与えたと当社が認めるとき。
 - (7) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
 - (8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。あるいは、それらをしようとしたとき。
 - (9) 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - (10) その他、当社に対する情報の告知を拒否したり、貸渡料金を支払うに足りる資力が認められないなど、当社が適当でないと認めたとき。

- 3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の締結）

- 1 貸渡契約は、借受人が貸渡しの申し込みを行い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

- 1 貸渡料金とは、以下の料金の合計額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 特別装備料
 - (3) ワンウェイ料金
 - (4) 燃料代又は充電代
 - (5) 配車引取料
 - (6) その他の料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務局長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。
- 4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

第12条（借受条件の変更）

- 1 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

- 1 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しフル充電をしたレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、第34条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

- 1 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 不適切な取り扱いにより、レンタカー又はユニックなどの付属品を破損し、汚損すること。
- (10) 違法駐車をすること。
- (11) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第11項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額。
 - (2) 当社が別に定める駐車違反料金。
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した実費及び当社の定める費用。
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。
- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

- 9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。
- 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還

第19条（返還責任）

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで引渡し時の状態で所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

- 1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、燃料及び尿素水を満杯にした上でレンタカーを返還するものとします。
- 3 前項の違反がある場合、借受人は、当社において給油や尿素水の補充をするものとし、当社は、当社の定める燃料代及び尿素水代を借受人に請求し、借受人は請求に応じてこれを支払うものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 5 借受人又は運転者は、レンタカー内に必要な遺留品がある場合には、直ちに当社に連絡するものとし、当社が遺留品を保管した場合には、当社が保管に要した費用を支払うものとします。

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条（返還場所等）

- 1 借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる引取り費用及び回送のための費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

第23条（不返還となった場合の措置）

- 1 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収、貸渡時の状態への回復及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。
- 4 第1項に該当することとなった場合、借受人は、当社に対し、貸渡料相当損害金として、借受期間満了時から返還時に至るまでの基本料金の1.5倍の金額を支払うものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条（事故発生時の措置）

- 1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4 事故の解決のため、レッカー代や牽引費用などの費用を要する場合、当社が指定する事業者に依頼し、借受人又は運転者はその費用を負担するものとします。ただし、費用負担については、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができますものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、故障等により使用できなかった期間の貸渡料を請求しないものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

- 1 借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、34条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。
- 3 第1項但書の場合においても、借受人又は運転手の帰責事由（例えば、運転免許を有しない者が事故を起こした場合）により、保険約款の免責事由に該当することにより、当社が車両保険金の支払を受けられなかった場合の車両保険金相当額については、借受人の負担とします。

第29条（保険及び補償）

- 1 借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償
1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。）
 - (2) 対物補償
1事故につき 無制限（免責金額5.5万円）
※落下物による事故については1台（件）ごとに免責金額5.5万円。
 - (3) 車両補償
1事故につき 時価額
免責金額11万円（トラック2t以上及びマイクロバス）
免責金額7.7万円（トラック2t未満、乗用車クラス）
※自動ブレーキ搭載車のフロントガラス及びフロントバンパーの損傷については免責金額11万円、全損・盗難およびエンジン故障・破損の場合は免責金額44万円。
 - (4) 搭乗者補償
1名につき1000万円
搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行われる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。
- 2 保険約款又は本条第3項の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - 3 保険及び補償の免責事由
以下の場合においては保険金又は補償金は支払われません。
 - (1) 借受人又は運転者が24条、25条1項、同条2項に違反した場合。
 - (2) レンタカーと次に掲げる者が所有、使用、管理する車両・財物との間で生じた事故におけるレンタカーの車両補償及び対人対物補償。
ア 借受人又は運転者。
イ アに掲げる者の雇用主、従業員、所属する会社（法人か否かを問わない。）、又は所属する会社の役員若しくは従業員。
ウ アに掲げる者の委託元の業者又は委託先の業者（応援の業者・作業員含む）。
 - (3) 借受人又は運転者の作業現場、ヤード、会社内で生じた事故におけるレンタカーの車両補償及び対人対物補償。
 - (4) レンタカーのタイヤのパンク・バーストやホイールへの損傷の場合。
また、自主的にタイヤ交換を行った場合の取付け不備による事故が生じた場合。
 - (5) 道路法及び車両制限令に定める、過積載及び車両の高さの最高限度に違反して走行したことによって事故が生じた場合。また、積荷の不完全な固定、積載方法の不備による事故が生じた場合。
 - (6) レンタカーの牽引費用を要する場合のレンタカーの牽引費用および転落事故等による車両の引き上げ費用。

- (7) クレーン付き車両（ユニック車）については、以下の場合も保険金又は補償金は支払われません。
- ア アウトリガーを出したままの状態で事故が生じた場合。
 - イ クレーンを立てたまま走行したことで事故が生じた場合。
 - ウ クレーン作業に伴う事故が生じた場合（横転含む）
- (8) クレーン又はラジコンの故障、破損、折損及び紛失、機械の能力（定格荷重）を超えた使用、および不適当な使用（埋没物引き上げ、横引きなど）による損害が生じた場合。
- (9) 塩害や凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く。）
- (10) 地震・噴火・津波によって生じた損害
- (11) 風水災事故を予見できたにもかかわらず、回避義務を怠った事による損害。
- (12) 事故に関わる間接損害（事故が原因により工期が延長になった場合の損害費用等）
- (13) 詐欺・横領による損害
- (14) 事故の当事者間で示談等を行った場合
- (15) 所轄警察へ事故届けが出されていない場合
- 4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害又は免責金額については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を補償することを要しないものとします。
- 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 6 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）

- 1 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、若しくは第9条第1項各号のいずれか又は第9条2項6号に該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。
- 2 当社は、解除事由に該当する事実によって損害を被った場合には、借受人に対し、損害の賠償を請求するものとします。
- 3 第1項の規定により、貸渡契約が解除された場合、借受人及び運転者は、当社に対し、解除によって被った損害の賠償を求めることができないものとします。

第31条（同意解約）

- 1 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て別に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

- 1 当社が借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
 - (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
 - (4) 当社の取り扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 個人情報（個人番号を除く）を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
 - (6) 借受人又は運転者に対する当社の権利を行使するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報（個人番号を除く）を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報（個人番号を除く）が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合。
- (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合。
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合。

第10章 雑則

第34条（代理貸渡し）

- 1 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第8条1項の規定に関わらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします（以下「代理貸渡し」という。）。
- (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
 - (2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - (3) 提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。

- 2 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を提供するものとします。
- 3 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。
- 4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他トラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理などの手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第35条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第36条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第37条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条（細則）

- 1 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条（合意管轄裁判所）

貸渡契約及びこの約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額に応じ、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第1審（裁判所の調停手続きを含む）の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（約款の改定について）

- 1 当社は、次に掲げる場合には、この約款の内容を変更することができます。
 - (1) この約款の変更が、借受人の一般の利益に適合するとき。
 - (2) この約款の変更が、借受人が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、この約款の変更をするときは、約款の変更の3週間前までに、その効力発生時期を定め、かつ、約款を変更する旨及び変更の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。



もしも事故や故障があったときは…



TEL 072-634-0150

定休日：日曜・祝日

株式会社システム 〒567-0837 大阪府茨木市南目垣1-14-8 Fax:072-634-0153 <http://system-rg.co.jp>